

# 札幌市発熱外来設置医療機関に係る補助金交付要綱

令和2年11月18日制定

## (通則)

第1条 札幌市発熱外来設置医療機関に係る補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、インフルエンザ流行期において、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者並びにインフルエンザ患者が混在することを原因として、医療機関を受診できない発熱患者等が多発することのないよう、医療機関において適切に診療又は検査を受けられる医療提供体制を整備することにより、市内の感染症対策の強化を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定される、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者 新型コロナウイルスについて、既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者をいう。
- (3) 発熱患者等 発熱、咳嗽、倦怠感、呼吸苦、下痢、味覚症状、嗅覚障害等の症状を訴える等、新型コロナウイルス感染症を疑う必要がある患者であると医師が認めた患者をいう。
- (4) 発熱外来設置医療機関（以下「発熱外来」という。） 市からの依頼を受けて、かかりつけ患者の診療又は検査に加え、他の医療機関、市の発熱患者等の相談を受ける組織・部署又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に定める「受診・相談センター（仮称）」（以下「受診・相談センター」という。）等から紹介された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関をいう。
- (5) 土日祝日 次の各号のいずれかに該当する日をいう。
  - ア 12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）
  - イ 年末年始以外の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）
  - ウ 年末年始又は祝日以外の日曜日（以下「日曜日」という。）
  - エ 日曜日、祝日及び年末年始（以下「休日」という。）以外の土曜日（以下「土曜日」という。）
- (6) 土日祝日発熱外来輪番制度（以下「土日祝輪番制」という。） 土曜日において午後1時から午後5時の時間帯及び休日において午前9時から午後5時の時間帯に発熱患者等の診療又は検査を行う制度をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、市からの依頼を受けて、発熱患者等の診療又は検査体制を確保した市内医療機関として別に市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の医療機関を登録したリストを作成し、受診・相談センター、市の発熱患者等の相談を受ける組織・部署及び市内医療機関等に共有することができる。
- 3 補助事業者は、前項のリストの作成及び共有について同意したものとする。
- 4 補助事業者は、土日祝輪番制を担当するよう努めなければならない。ただし、市長との協議により、担当しないことが適当と認められる場合は、この限りではない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この要綱における補助対象経費は、発熱患者等の診療又は検査体制の整備に係る経費とする。

2 補助金額は、次の各号に定める額のいずれかとする。

- (1) 発熱患者等の診察を行い、市のリストへ登録されること 一医療機関当たり 1,000,000 円
- (2) 前号に加え、新型コロナウイルス感染症の検査を行うこと 一医療機関当たり 2,000,000 円
- (3) 前2号に加え、インフルエンザの検査を行うこと 一医療機関当たり 3,000,000 円

3 前項に加え、土日祝輪番制を担当する場合、補助金額に一医療機関当たり1日につき20,000円（年末年始の場合は、1日につき50,000円）を加算する。

(施設基準)

第6条 前条第2項第1号から第3号の規定による施設の基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 発熱患者等が他疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (3) 検査を行わない場合には、検査（検体採取）を「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に定める地域外来・検査センター等に依頼することにより連携体制がとれ、必要な検査体制が確保されていること。
- (4) 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、市と行政検査の委託契約を締結すること。ただし、市長との協議により、委託しないことが適当と認められる場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に交付申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

(補助金の交付又は不交付決定)

第8条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定するときは、交付決定通知書（様式2）により、補助事業者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、不交付決定通知書（様式3）により、補助事業者に通知しなければならない。

（交付条件）

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 市長は、交付申請書の内容に虚偽が判明した場合、その他市長が交付を不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。
- (3) 補助金の交付と重複して、札幌市救急医療体制の確保に関する補助金交付要綱（平成21年4月21日制定、平成28年2月19日最終改正）に規定する休日救急当番制度及び土曜午後救急当番制度と同日における補助金を受けてはならない。

（変更承認）

第10条 補助事業者は第8条の規定による通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長に変更承認申請書（様式4）を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは変更の承認を決定し、変更承認通知書（様式5）により通知しなければならない。

（中止承認等）

第11条 補助事業者は第8条又は前条第3項による通知を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に中止（廃止）承認申請書（様式6）を提出しなければならない。

2 市長は、前項による中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは中止の承認を決定し、中止（廃止）承認通知書（様式7）により通知しなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、市長に実績報告書（様式8）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査を行う場合、検査を行ったことが確認できる書類
- (2) インフルエンザの検査を行う場合、検査を行ったことが確認できる書類
- (3) その他参考となるべき書類

3 第1項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

（補助金の確定）

第13条 市長は前条の規定による実績報告を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定又は変更承認の内容及びこれに付した条件に適合していると認

めたときは、補助金額を確定し、確定通知書（様式9）により通知しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金額の確定通知後、補助事業者から請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。ただし、補助金額の確定通知前であっても、補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）第8条に基づき、補助事業者からの請求により交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して概算額を交付することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に必要な事項は、保健福祉局医務監が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

（適用期間）

第2条 この要綱は、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの発熱患者等の診療又は検査に対して適用する。